

農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、新しい農地の貸し借りの仕組みで、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸付けを行う事業です。

※岐阜県では、(一社)岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けました。

農地中間管理事業の仕組み



- ①農地の借受け希望者（受け手）を募集します。（受け手リストを作成）
- ②農地の貸付け希望者（出し手）を募集します。（貸付け希望農地リストを作成）
- ③受け手・出し手の情報をマッチングします。
- ④受け手への貸付けが見込める農地を借受けします。
- ⑤受け手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、貸し付けします。

※必要に応じ簡易な基盤整備や貸し付けるまでの間の農地の維持管理を実施します。

受け手のメリット

- 個々の所有者と交渉する必要がありません
- 契約更新や賃借料の支払いが一度にできます

出し手のメリット

- 公的な機関なので安心して農地を貸し付けることができます
- 受け手を探したり交渉したりする必要がなく、賃借料のやりとりなどの煩わしさもありません